

8 第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

【改正】（船舶の範囲）

65 の 7(1)－31 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 10 号の上欄の譲渡資産である船舶には、サルベージ船、工作船、起重機船その他の作業船にあつては、自力で水上を航行しないものも含まれるが、いわゆるかき船、海上ホテル等のようにその形状及び構造が船舶に類似していても主として建物又は構築物として用いることを目的として建造（改造を含む。）されたものは含まれないことに留意する。

【解説】

- 改正前の本通達において、内航海運業用以外の日本船舶から日本船舶への買換えに係る措置（旧 19 号）の対象となる船舶の範囲について、譲渡資産及び買換資産共通の事項として、サルベージ船、工作船、起重機船その他の作業船のように、海上に浮かんで、海上を移動するものは、自力で水上を航行しないものであつても、船舶に含まれる旨を明らかにするとともに、併せて、いわゆるかき船、海上ホテル等のように形状や構造が船舶に類似していても、海上を移動せず、一定の場所に固定して主として建物又は構築物として利用されるものは船舶に該当しない旨を明らかにしていた。
- 平成 23 年 6 月の税制改正により、改正後の措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 10 号では、譲渡資産は全ての日本船舶が該当する一方で、買換資産は日本船舶のうち、次のものとすることとされた（措法 65 の 7 ①表十、措令 39 の 7 ⑨）。
 - 建造の後事業の用に供されたことのない船舶のうち環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣及び農林水産大臣が財務大臣と協議して指定するもの
 - 買換資産に該当する船舶（買換船舶）の進水の日からその買換船舶の取得の日までの期間が、その買換資産に係る譲渡資産に該当する船舶（譲渡船舶）の進水の日からその譲渡船舶の譲渡の日までの期間未満である場合のその買換船舶のうち、環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣及び農林水産大臣が財務大臣と協議して指定するもの（①に該当するものを除く。）
- 上記①又は②に掲げるものとして国土交通大臣及び農林水産大臣が指定する船舶は、その供用する事業に応じて、外航船舶（海洋運輸業）、内航船舶（沿海運輸業）及び漁船（漁業）に区分した上で、それぞれ主機関若しくは推進装置又は主機関過回転防止装置を有していることを要件としており、いずれも自力で海上を航行することが前提とされている（平 23. 6. 30 農林水産省・国土交通省告示 3）。

そこで、今回の改正により本通達は譲渡資産である船舶に限って適用があることを明らかにしている。
- 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 78(1)－31）を定めている。